官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇二）　一
〔その他告示〕
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通九二〇）　九
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同九二一）　一〇
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（同九二二）　三
〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人奄美群島振興開発基金令和六事業年度財務諸表、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用、日本弁護士連合会懲戒処分関係　八〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　八五
会社その他
会社決算公告　九

省令

○国土交通省令第百二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十五条第二項、第六十九条、第七十二条第一項及び第六項、第七十三条第一項第八号、第七十六条、第七十七条の二並びに第七十九条の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（添付書類） **第五十三条**　法第四十五条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　マンション管理業経歴書 二～十一　（略） ２～４　（略） （試験の内容） **第六十四条**　前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。 一　管理事務及び管理者事務の委託契約に関すること。 二～五　（略） （登録実務講習事務の実施に係る義務） **第六十九条の六**　登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。 一～三　（略） 四　次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を同表の第三欄に掲げる講師により、おおむね同表の第四欄に掲げる時間を標準として登録実務講習を行うこと。	（添付書類） **第五十三条**　法第四十五条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　マンション管理業経歴書 二～十一　（略） ２～４　（略） （試験の内容） **第六十四条**　前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。 一　管理事務の委託契約に関すること。 二～五　（略） （登録実務講習事務の実施に係る義務） **第六十九条の六**　登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。 一～三　（略） 四　次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を同表の第三欄に掲げる講師により、おおむね同表の第四欄に掲げる時間を標準として登録実務講習を行うこと。

科目	内容	講師	時間
一　法その他の関係法令に関する科目	管理業務主任者制度の趣旨、管理事務及び管理者事務の委託契約並びに法第七十二条第一項の書面の作成並びに管理事務の報告に関する事項	（略）	（略）
二　（略）	（略）	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

科目	内容	講師	時間
一　法その他の関係法令に関する科目	管理業務主任者制度の趣旨、管理事務の委託契約及び法第七十二条第一項の書面の作成並びに管理事務の報告に関する事項	（略）	（略）
二　（略）	（略）	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

五～十三　（略）

五～十三　（略）

（説明会の開催）

第八十三条　法第七十二条第一項の規定による説明会は、できる限り当該説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、管理事務又は管理者事務（当該管理事務と併せて実施するものに限る。以下同じ。）の委託を受けた管理組合ごとに開催するものとする。

２　（略）

（重要事項）

第八十四条　法第七十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　管理受託契約　次に掲げる事項

イ　マンション管理業者の氏名（法人にあっては、その商号又は名称）、住所、登録番号及び登録年月日

ロ　管理事務の対象となるマンションの所在地に関する事項

ハ　管理事務の対象となるマンションの部分に関する事項

ニ　管理事務の内容及び実施方法（法第七十六条の規定により管理する財産の管理の方法を含む。）

ホ　管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法

ヘ　管理事務の一部の再委託に関する事項

ト　保証契約に関する事項

チ　免責に関する事項

リ　契約期間に関する事項

ヌ　契約の更新に関する事項

ル　契約の解除に関する事項

二　管理者受託契約　次に掲げる事項

イ　マンション管理業者の氏名（法人にあっては、その商号又は名称）、住所、登録番号及び登録年月日

ロ　管理者事務の対象となるマンションの所在地に関する事項

ハ　管理者事務の対象となるマンションの部分に関する事項

ニ　管理者事務の内容（管理者の権限の内容を含む。）及び実施方法

ホ　管理者事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法

ヘ　第八十九条の二に規定する人的関係、資本関係その他の関係においてマンション管理業者と密接な関係を有する者に関する事項

ト　管理組合以外の者との間で授受される金銭等であって、管理者事務に関連する役務の提供を伴わないものに関する事項

チ　管理者事務の一部の再委託に関する事項

リ　保証契約に関する事項

ヌ　免責に関する事項

ル　契約期間に関する事項

ヲ　契約の更新に関する事項

ワ　契約の解除に関する事項

（説明会の開催）

第八十三条　法第七十二条第一項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、管理事務の委託を受けた管理組合ごとに開催するものとする。

２　（略）

（重要事項）

第八十四条　法第七十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　マンション管理業者の商号又は名称、住所、登録番号及び登録年月日

二　管理事務の対象となるマンションの所在地に関する事項

三　管理事務の対象となるマンションの部分に関する事項

四　管理事務の内容及び実施方法（法第七十六条の規定により管理する財産の管理の方法を含む。）

五　管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法

六　管理事務の一部の再委託に関する事項

七　保証契約に関する事項

八　免責に関する事項

九　契約期間に関する事項

十　契約の更新に関する事項

十一　契約の解除に関する事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第八十四条の二　（略）

２　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　管理受託契約及び管理者受託契約に係る管理業務主任者が明示されるものであること。

（第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項）

第八十五条　法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　管理受託契約　次に掲げる事項

イ　管理受託契約の当事者の名称又は氏名及び住所並びに法人である場合においては、その代表者の氏名

ロ　マンション管理業者による管理事務の実施のため必要となる、マンションの区分所有者等の行為制限又はマンションの区分所有者等の専有部分への立入り若しくはマンションの共用部分（区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。次号ロ及び第八十九条の五において同じ。）の使用に関する定めがあるときは、その内容

ハ　法第七十七条に規定する管理事務の報告に関する事項

ニ　マンションが滅失し又は毀損した場合において、管理組合又はマンション管理業者が当該滅失又は毀損の事実を知ったときにその状況を管理受託契約の相手方に通知すべき旨の定めがあるときは、その内容

ホ　宅地建物取引業者からその行う業務の用に供する目的でマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する定めがあるときは、その内容

ヘ　毎事業年度開始前に行う当該年度の管理事務に要する費用の見通しに関する定めがあるときは、その内容

ト　管理事務として行う管理事務に要する費用の収納に関する事項

チ　免責に関する事項

二　管理者受託契約　次に掲げる事項

イ　管理者受託契約の当事者の名称又は氏名及び住所並びに法人である場合においては、その代表者の氏名

ロ　マンション管理業者による管理者事務の実施のため必要となるマンションの共用部分の使用に関する定めがあるときは、その内容

ハ　管理者事務の報告に関する事項

ニ　マンションが滅失し又は毀損した場合において、管理組合又はマンション管理業者が当該滅失又は毀損の事実を知ったときにその状況を管理者受託契約の相手方に通知すべき旨の定めがあるときは、その内容

ホ　免責に関する事項

ヘ　第八十九条の二に規定する人的関係、資本関係その他の関係においてマンション管理業者と密接な関係を有する者に関する事項

ト　管理組合以外の者との間で授受される金銭等であって、管理者事務に関連する役務の提供を伴わないものに関する事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第八十四条の二　（略）

２　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　管理受託契約に係る管理業務主任者が明示されるものであること。

（第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項）

第八十五条　法第七十三条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　管理受託契約の当事者の名称及び住所並びに法人である場合においては、その代表者の氏名

二　マンション管理業者による管理事務の実施のため必要となる、マンションの区分所有者等の行為制限又はマンション管理業者によるマンションの区分所有者等の専有部分への立入り若しくはマンションの共用部分（区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。）の使用に関する定めがあるときは、その内容

三　法第七十七条に規定する管理事務の報告に関する事項

四　マンションの滅失し又は毀損した場合において、管理組合及びマンション管理業者が当該滅失又は毀損の事実を知ったときはその状況を契約の相手方に通知すべき旨の定めがあるときは、その内容

五　宅地建物取引業者からその行う業務の用に供する目的でマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する定めがあるときは、その内容

六　毎事業年度開始前に行う当該年度の管理事務に要する費用の見通しに関する定めがあるときは、その内容

七　管理事務として行う管理事務に要する費用の収納に関する事項

八　免責に関する事項

（財産の分別管理）

第八十七条　（略）

２　（略）

３　マンション管理業者は、前項第一号イ又はロに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあっては、マンションの区分所有者等から徴収される一月分の修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産の合計額以上の額につき有効な保証契約を締結していなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一　（略）

二　マンション管理業者が、管理組合等を名義人とする収納口座に係る当該管理組合等の印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するもの（次項において「印鑑等」という。）を保管しない場合

４　マンション管理業者は、第二項第一号イからハまでに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあっては、保管口座又は収納・保管口座に係る管理組合等の印鑑等を保管してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該管理組合に管理者等が置かれていない場合において、管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限り保管する場合

二　マンション管理業者が当該管理組合の管理者等であるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ　当該マンション管理業者又は第八十九条の二に規定する人的関係、資本関係その他の関係において当該マンション管理業者と密接な関係を有する者以外に、当該印鑑等を保管することを承諾する者がいないこと。

ロ　当該マンション管理業者が、当該印鑑等について不正な利用、滅失、盗難、紛失その他の事故のおそれがないと認められる適切な保管体制を整備していること。

ハ　当該マンション管理業者が、保管口座又は収納・保管口座に保管されている金額以上の額につき有効な保証契約を締結していること。

ニ　保管口座又は収納・保管口座は、当該管理組合に帰属することが一見して明らかな名義人とすること。

ホ　イからニまでに掲げる要件の全てを満たしていることを当該管理組合を構成する区分所有者等に説明し、及び書面を交付した上で、当該マンション管理業者が当該印鑑等を保管する旨の決議が集会でなされたこと。

５　マンション管理業者は、毎月、管理事務の委託を受けた管理組合のその月（以下この項において「対象月」という。）における会計の収入及び支出の状況に関する書面を作成し、翌月末日までに、当該書面を当該管理組合の管理者等に交付しなければならない。この場合において、当該管理組合に管理者等が置かれていないとき、又は当該マンション管理業者が当該管理組合の管理者等であるときは、当該書面の交付に代えて、対象月の属する当該管理組合の事業年度の終了の日から二月を経過する日までの間、当該書面をその事務所ごとに備え置き、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の求めに応じ、当該マンション管理業者の業務時間内において、これを閲覧させなければならない。

６　（略）

（財産の分別管理）

第八十七条　（略）

２　（略）

３　マンション管理業者は、前項第一号イ又はロに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあっては、マンションの区分所有者等から徴収される一月分の修繕積立金等金銭又は第一項に規定する財産の合計額以上の額につき有効な保証契約を締結していなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一　（略）

二　マンション管理業者が、管理組合等を名義人とする収納口座に係る当該管理組合等の印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを管理しない場合

４　マンション管理業者は、第二項第一号イからハまでに定める方法により修繕積立金等金銭を管理する場合にあっては、保管口座又は収納・保管口座に係る管理組合等の印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを管理してはならない。ただし、管理組合に管理者等が置かれていない場合において、管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限り保管する場合は、この限りでない。

（新設）

５　マンション管理業者は、毎月、管理事務の委託を受けた管理組合のその月（以下この項において「対象月」という。）における会計の収入及び支出の状況に関する書面を作成し、翌月末日までに、当該書面を当該管理組合の管理者等に交付しなければならない。この場合において、当該管理組合に管理者等が置かれていないときは、当該書面の交付に代えて、対象月の属する当該管理組合の事業年度の終了の日から二月を経過する日までの間、当該書面をその事務所ごとに備え置き、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の求めに応じ、当該マンション管理業者の業務時間内において、これを閲覧させなければならない。

６　（略）

（人的関係、資本関係その他の関係においてマンション管理業者と密接な関係を有する者）

第八十九条の二　法第七十七条の二の国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　マンション管理業者が個人である場合　次に掲げる者

イ　当該マンション管理業者の親族

ロ　当該マンション管理業者又はその親族が役員である法人

二　マンション管理業者が法人である場合　次に掲げる会社等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第二号に規定する会社等をいう。ニにおいて同じ。）

イ　当該マンション管理業者の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。ホにおいて同じ。）

ロ　当該マンション管理業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。ホにおいて同じ。）

ハ　当該マンション管理業者の関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。ニにおいて同じ。）

ニ　当該マンション管理業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等

ホ　当該マンション管理業者の親会社の子会社（当該マンション管理業者を除く。）

（利益相反のおそれがある場合の説明会の開催）

第八十九条の三　法第七十七条の二の規定による説明会は、できる限り当該説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定め、管理者事務の委託を受けた管理組合ごとに開催するものとする。

２　マンション管理業者は、当該説明会の開催日の一週間前までに当該説明会の開催の日時及び場所について、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、掲示しない旨の決議が集会でなされたときは、この限りでない。

３　マンション管理業者は、当該説明会の開催日の一週間前までに、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、次条に掲げる事項並びに当該説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない。

（利益相反のおそれがある取引に係る重要な事実）

第八十九条の四　法第七十七条の二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　マンション管理業者と当該取引の相手方との関係

二　当該取引を行おうとする年月日

三　当該取引の内容

四　当該取引の金額（当該金額の内訳及び算出の根拠を含む。）

五　当該取引を行おうとする理由

六　当該取引の相手方以外の者にさせた見積りの内容（当該見積りをさせなかった場合は、その理由）

（法第七十七条の二の国土交通省令で定める場合）

第八十九条の五　法第七十七条の二の国土交通省令で定める場合は、災害その他やむを得ない事由によってマンションの共用部分に損傷が生ずることにより、当該マンションに居住している者の日常生活に支障が生ずるおそれがあると認められる場合であって、その旨の決議が集会でなされている場合とする。

（新設）

（新設）

（新設）

別記様式第十二号（第五十三条関係）

（略）

（Ａ４）

添　付　書　類　（２）

マンション管理業等経歴書

１．事業の沿革

最初の登録	組　織　変　更					
年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

２．管理受託契約の実績

期間／内容	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間
受託契約件数					
受託契約額（千円）					
受託組合数					
受託棟数					
受託戸数					

３．管理者受託契約の実績

期間／内容	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間
受託契約件数					
受託契約額（千円）					
受託組合数					
受託棟数					
受託戸数					

備考

１　新規に登録を申請する者は、「最初の登録」の欄に「新規」と記入すること。

２　「組織変更」の欄には、合併又は商号、名称若しくは氏名の変更について記入すること。

３　「期間」の欄には、事業年度を記入すること。

別記様式第十二号（第五十三条関係）

（略）

（Ａ４）

添　付　書　類　（２）

マンション管理業経歴書

１．事業の沿革

最初の登録	組　織　変　更					
年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

２．管理受託契約の実績

期間／内容	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間	年月日から年月日までの１年間
受託契約件数					
受託契約額（千円）					
受託組合数					
受託棟数					
受託戸数					

備考

１　新規に登録を申請する者は、「最初の登録」の欄に「新規」と記入すること。

２　「組織変更」の欄には、合併又は商号、名称若しくは氏名の変更について記入すること。

３　「期間」の欄には、事業年度を記入すること。

（略）

別記様式第二十七号（第九十条関係）

別記様式第二十七号（第九十条関係）　　（Ａ４）

業　務　状　況　調　書

管理受託契約の実績

期間／内容	年　月　日から　年　月　日までの１年間
受託契約件数	
受託契約額（千円）	
受託組合数	
受託棟数	
受託戸数	

管理者受託契約の実績

期間／内容	年　月　日から　年　月　日までの１年間
受託契約件数	
受託契約額（千円）	
受託組合数	
受託棟数	
受託戸数	

（略）

別記様式第二十七号（第九十条関係）

別記様式第二十七号（第九十条関係）　　（Ａ４）

業　務　状　況　調　書

管理受託契約の実績

期間／内容	年　月　日から　年　月　日までの１年間
受託契約件数	
受託契約額（千円）	
受託組合数	
受託棟数	
受託戸数	

備考

「期間」の欄には、事業年度を記入すること。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第九百二十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項及び第二百九条の二第二項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する告示

（空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部改正）

第一条　空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。	空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。
空港事務所又は空港出張所の名称 / 飛行計画の通報等に関する事務を行う時間	空港事務所又は空港出張所の名称 / 飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略） / （略）	（略） / （略）
松山空港事務所 / 7時から22時まで	松山空港事務所 / 7時から22時まで
高知空港事務所 / 7時から21時まで	高知空港事務所 / 7時から21時まで
（略） / （略）	（略） / （略）

（航空情報を提供する場所等を定める告示の一部改正）

第二条　航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二	別表第二
提供する場所 / 所在地	提供する場所 / 所在地
（略） / （略）	（略） / （略）
松山空港事務所 / 愛媛県松山市　松山空港内	松山空港事務所 / 愛媛県松山市　松山空港内
	高知空港事務所 / 高知県南国市　高知空港内
（略） / （略）	（略） / （略）

附　則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百二十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
百里VOR	上欄に同じ	N36°11′E140°25′茨城県小美玉市	113.3	100	なし	ＨＵＣ	24時間	平成22年３月11日	百里タカンと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用
（略）									

4　DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
隠岐DME	上欄に同じ	N36°10′E133°19′島根県隠岐郡隠岐の島町	1,116	1.5	なし	ＯＩＥ	24時間	昭和59年３月15日	隠岐ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

改正前

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
与沢VOR	上欄に同じ	N36°12′E140°25′茨城県小美玉市	117.2	100	なし	ＹＺＥ	24時間	令和７年９月４日	与沢ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
百里VOR	上欄に同じ	N36°11′E140°25′茨城県小美玉市	113.3	100	なし	ＨＵＣ	24時間	平成22年３月11日（令和７年９月４日から令和７年11月26日まで供用休止）	百里タカンと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用
（略）									

4　DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
与沢DME	上欄に同じ	N36°12′E140°25′茨城県小美玉市	1,206	1.5	なし	ＹＺＥ	24時間	令和７年９月４日	与沢ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

（略）

5　衛星航法補助施設

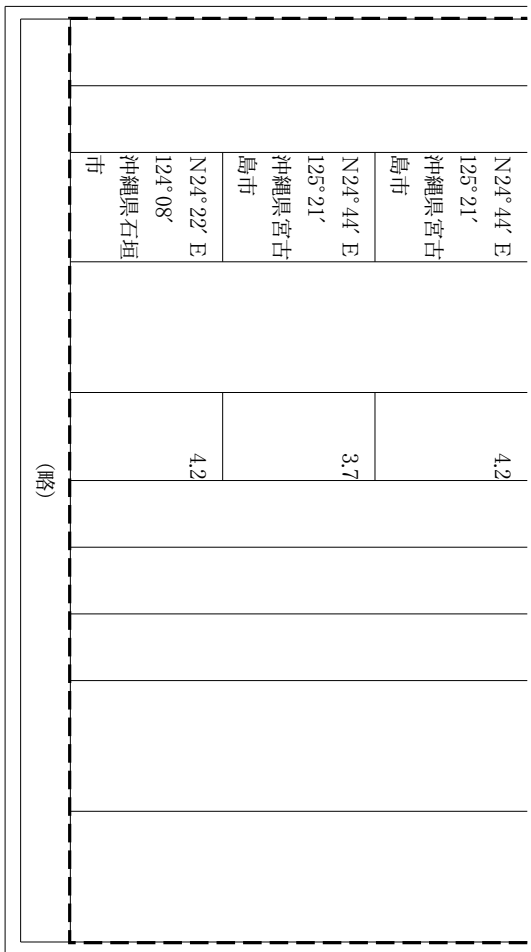
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
ＭＳＡＳ	国土交通大臣東京都千代田区	Ｎ36°35′Ｅ140°33′茨城県常陸太田市	5005.000009	4.2	なし	なし	24時間	平成19年９月27日	福岡飛行情報区のみを利用範囲とする。
		Ｎ30°33′Ｅ130°57′鹿児島県熊毛郡中種子町		4.2					
		Ｎ30°32′Ｅ130°57′鹿児島県熊毛郡中種子町		3.7					
		Ｎ26°30′Ｅ127°54′沖縄県国頭郡恩納村		4.7					
		Ｎ26°30′Ｅ127°54′沖縄県国頭郡恩納村		4.5					
		Ｎ26°18′Ｅ126°49′沖縄県島尻郡久米島町		4.2					

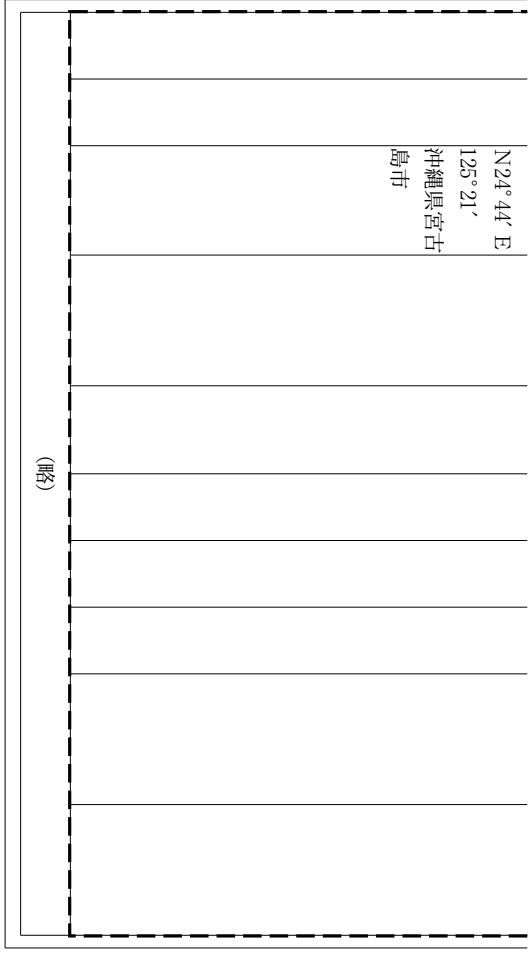
隠岐ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ36°10′Ｅ133°19′島根県隠岐郡隠岐の島町	1,116	1.5	なし	ＯＩＥ	24時間	昭和59年３月15日（平成25年３月７日から供用再開）	隠岐ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

（略）

5　衛星航法補助施設

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
ＭＳＡＳ	国土交通大臣東京都千代田区	Ｎ36°35′Ｅ140°33′茨城県常陸太田市	5005.000009	4.2	なし	なし	24時間	平成19年９月27日	福岡飛行情報区のみを利用範囲とする。
		Ｎ30°33′Ｅ130°57′鹿児島県熊毛郡中種子町							





附　則

この告示は、令和七年十一月二十七日から施行する。ただし、第五項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

令和七年十月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号	省令第五十九条第二号の二、第十四号、第二十一号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる区分	日本全域	東京都新宿区西新宿一丁目二十二番地二号新宿サンエービル	平成十六年十月十八日
（略）					

改正前

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町二十二番地	省令第五十九条第二号の二、第十四号、第二十一号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる区分	日本全域	東京都新宿区西新宿一丁目二十二番地二号新宿サンエービル	平成十六年十月十八日
（略）					

官　報　号　外

公　　告

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第５号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。

令和７年10月２日　　運輸審議会

１　事案の件名

⑴　事案番号　令７第4003号

⑵　事案の種類　鉄道の旅客運賃の上限変更認可

⑶　申請者　西日本鉄道株式会社

⑷　事案の内容

すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

１　鉄道の普通旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

（単位：円）

３キロまで	180
３キロを超え６キロまで	240
６キロを超え９キロまで	300
９キロを超え13キロまで	360
13キロを超え17キロまで	420
17キロを超え21キロまで	480
21キロを超え26キロまで	540
26キロを超え31キロまで	600
31キロを超え36キロまで	660
36キロを超え41キロまで	720
41キロを超え46キロまで	780
46キロを超え51キロまで	840
51キロを超え56キロまで	900
56キロを超え61キロまで	960
61キロを超え66キロまで	1,020
66キロを超え71キロまで	1,080
71キロを超え75キロまで	1,140

２　鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（１か月）

（単位：円）

１キロまで	6,950
１キロを超え２キロまで	7,440
２キロを超え３キロまで	7,930
３キロを超え４キロまで	8,650
４キロを超え５キロまで	9,370
５キロを超え６キロまで	10,090
６キロを超え７キロまで	10,690
７キロを超え８キロまで	11,290
８キロを超え９キロまで	11,890
９キロを超え10キロまで	12,490
10キロを超え11キロまで	13,090
11キロを超え12キロまで	13,690
12キロを超え13キロまで	14,290
13キロを超え14キロまで	14,890
14キロを超え15キロまで	15,490
15キロを超え16キロまで	16,090
16キロを超え17キロまで	16,690
17キロを超え18キロまで	17,290
18キロを超え19キロまで	17,890
19キロを超え20キロまで	18,490
20キロを超え21キロまで	19,090

21キロを超え22キロまで	19,690
22キロを超え23キロまで	20,290
23キロを超え24キロまで	20,890
24キロを超え25キロまで	21,380
25キロを超え26キロまで	21,870
26キロを超え27キロまで	22,360
27キロを超え28キロまで	22,850
28キロを超え29キロまで	23,340
29キロを超え30キロまで	23,830
30キロを超え31キロまで	24,320
31キロを超え32キロまで	24,810
32キロを超え33キロまで	25,170
33キロを超え34キロまで	25,530
34キロを超え35キロまで	25,890
35キロを超え36キロまで	26,250
36キロを超え37キロまで	26,610
37キロを超え38キロまで	26,970
38キロを超え39キロまで	27,330
39キロを超え40キロまで	27,690
40キロを超え41キロまで	28,050
41キロを超え42キロまで	28,410
42キロを超え43キロまで	28,770
43キロを超え44キロまで	29,130
44キロを超え45キロまで	29,490
45キロを超え46キロまで	29,850
46キロを超え47キロまで	30,210
47キロを超え48キロまで	30,570
48キロを超え49キロまで	30,930
49キロを超え50キロまで	31,180
50キロを超え51キロまで	31,430
51キロを超え52キロまで	31,680
52キロを超え53キロまで	31,930
53キロを超え54キロまで	32,180
54キロを超え55キロまで	32,430
55キロを超え56キロまで	32,680
56キロを超え57キロまで	32,930
57キロを超え58キロまで	33,180
58キロを超え59キロまで	33,390
59キロを超え60キロまで	33,600
60キロを超え61キロまで	33,810
61キロを超え62キロまで	34,020
62キロを超え63キロまで	34,230
63キロを超え64キロまで	34,440
64キロを超え65キロまで	34,650
65キロを超え66キロまで	34,860
66キロを超え67キロまで	35,070
67キロを超え68キロまで	35,280
68キロを超え69キロまで	35,490
69キロを超え70キロまで	35,590
70キロを超え71キロまで	35,690
71キロを超え72キロまで	35,790

72キロを超え73キロまで	35,890
73キロを超え74キロまで	35,990
74キロを超え75キロまで	36,090

通学定期旅客運賃（１か月）

（単位：円）

１キロまで	2,250
１キロを超え２キロまで	2,530
２キロを超え３キロまで	2,810
３キロを超え４キロまで	3,090
４キロを超え５キロまで	3,370
５キロを超え６キロまで	3,600
６キロを超え７キロまで	3,830
７キロを超え８キロまで	4,060
８キロを超え９キロまで	4,290
９キロを超え10キロまで	4,520
10キロを超え11キロまで	4,750
11キロを超え12キロまで	4,860
12キロを超え13キロまで	4,970
13キロを超え14キロまで	5,080
14キロを超え15キロまで	5,190
15キロを超え16キロまで	5,300
16キロを超え17キロまで	5,410
17キロを超え18キロまで	5,520
18キロを超え19キロまで	5,570
19キロを超え20キロまで	5,620
20キロを超え21キロまで	5,670
21キロを超え22キロまで	5,720
22キロを超え23キロまで	5,770
23キロを超え24キロまで	5,820
24キロを超え25キロまで	5,870
25キロを超え26キロまで	5,910
26キロを超え27キロまで	5,950
27キロを超え28キロまで	5,990
28キロを超え29キロまで	6,020
29キロを超え30キロまで	6,050
30キロを超え31キロまで	6,080
31キロを超え32キロまで	6,110
32キロを超え33キロまで	6,130
33キロを超え34キロまで	6,150
34キロを超え35キロまで	6,170
35キロを超え36キロまで	6,190
36キロを超え37キロまで	6,210
37キロを超え38キロまで	6,230
38キロを超え39キロまで	6,250
39キロを超え40キロまで	6,270
40キロを超え41キロまで	6,290
41キロを超え42キロまで	6,310
42キロを超え43キロまで	6,330
43キロを超え44キロまで	6,350
44キロを超え45キロまで	6,370
45キロを超え46キロまで	6,390
46キロを超え47キロまで	6,410

47キロを超え48キロまで	6,430
48キロを超え49キロまで	6,450
49キロを超え50キロまで	6,470
50キロを超え51キロまで	6,490
51キロを超え52キロまで	6,510
52キロを超え53キロまで	6,530
53キロを超え54キロまで	6,550
54キロを超え55キロまで	6,570
55キロを超え56キロまで	6,590
56キロを超え57キロまで	6,610
57キロを超え58キロまで	6,630
58キロを超え59キロまで	6,650
59キロを超え60キロまで	6,660
60キロを超え61キロまで	6,670
61キロを超え62キロまで	6,680
62キロを超え63キロまで	6,690
63キロを超え64キロまで	6,700
64キロを超え65キロまで	6,710
65キロを超え66キロまで	6,720
66キロを超え67キロまで	6,730
67キロを超え68キロまで	6,740
68キロを超え69キロまで	6,750
69キロを超え70キロまで	6,760
70キロを超え71キロまで	6,770
71キロを超え72キロまで	6,780
72キロを超え73キロまで	6,790
73キロを超え74キロまで	6,800
74キロを超え75キロまで	6,810

2　日時　令和７年11月20日（木）　午前10時00分開始

3　場所　リファレンス大博多ビル貸会議室11階1109会議室
（福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目10―１）

4　主宰者　運輸審議会

5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ各１部を令和７年10月16日（木）正午までに必ず到着するよう、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（郵便番号100―0013　東京都千代田区霞が関３―１―１　中央合同庁舎第４号館３階）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を4,500文字以内で具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は10人以内とします。一般公述人は、公述の機会が各界各層になるべく公平となるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名等を令和７年10月下旬頃に運輸審議会ウェブサイトと運輸審議会掲示板に掲載・掲示する予定です。
（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

⑸　１人の公述時間は15分以内を予定していますが、一般公述人の人数等により短くなる場合があります。また、所定の時間に収まらない場合は、途中で公述を終了する場合があります。

6　申請書その他の関係書類の閲覧場所

本事案の申請書その他の関係書類については令和７年10月上旬頃から、公述申込書及び公述書（一般公述の申出があった場合に限る）については令和７年10月下旬頃から、運輸審議会ウェブサイトに掲載する予定です。
（掲載予定ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

7　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

8　開催の取消

５⑴記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その際には別途お知らせします。

9　その他

不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03―5253―8810）にお問い合わせください。

公告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人奄美群島振興開発基金令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６事業年度独立行政法人奄美群島振興開発基金の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、一部省略しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当基金のホームページ（https://www.amami.go.jp/kikin/wp-content/uploads/R06_zaimu.pdf）又は、当基金事務所にて閲覧下さい。

令和７年10月２日

鹿児島県奄美市名瀬港町１番５号
独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長　藤井　　隆

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

科　　目	金　　額		
（資産の部）			
Ⅰ流動資産			
現金及び預金		2,739,335,606	
有価証券		1,698,578,246	
前払費用		799,517	
未収収益		10,586,595	
短期貸付金	123,344,545		
貸倒引当金	△ 777,980	122,566,565	
その他の流動資産		3,233,958	
流動資産合計			4,575,100,487
Ⅱ固定資産			
１有形固定資産			
建物	35,687,145		
減価償却累計額	△ 26,726,344	8,960,801	
車両運搬具	5,795,310		
減価償却累計額	△ 5,192,058	603,252	
器具及び備品	14,347,225		
減価償却累計額	△ 10,798,182	3,549,043	
土地		65,900,000	
有形固定資産合計		79,013,096	

２無形固定資産			
電話加入権		126,000	
無形固定資産合計		126,000	
３投資その他の資産			
投資有価証券		4,364,549,076	
長期貸付金	2,777,823,366		
貸倒引当金	△ 378,777,184	2,399,046,182	
求償権	662,566,669		
求償権償却引当金	△ 481,924,851	180,641,818	
敷金・保証金		498,890	
投資その他の資産合計		6,944,735,966	
固定資産合計			7,023,875,062
Ⅲ保証債務見返			
短期保証債務見返	237,789,500		
長期保証債務見返	1,424,772,830	1,662,562,330	
保証債務見返合計			1,662,562,330
資　産　合　計			13,261,537,879
（負債の部）			
Ⅰ流動負債			
未払金		17,685,676	
未払費用		3,075,677	
前受収益		567,955	
損失補償納付金		307,118	
引当金			
賞与引当金	12,689,739		
保証債務損失引当金	1,509,722	14,199,461	
その他の流動負債		734,311	
流動負債合計			36,570,198
Ⅱ固定負債			
長期前受収益		26,398,712	
損失補償補てん金		50,438,420	
引当金			
退職給付引当金	162,517,700		
保証債務損失引当金	5,401,383	167,919,083	
固定負債合計			244,756,215
Ⅲ保証債務			
短期保証債務	237,789,500		
長期保証債務	1,424,772,830	1,662,562,330	
保証債務合計			1,662,562,330
負　債　合　計			1,943,888,743
（純資産の部）			
Ⅰ資本金			
政府出資金		11,001,271,430	
地方公共団体出資金		6,772,500,000	
資本金合計			17,773,771,430
Ⅱ繰越欠損金			
当期未処理損失		6,456,122,294	
（うち当期総損失）		(122,346,906)	
繰越欠損金合計			6,456,122,294
純　資　産　合　計			11,317,649,136
負 債 純 資 産 合 計			13,261,537,879

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ損益計算上の費用		
引当金繰入	24,324,487	
一般管理費	213,694,058	
臨時損失	2	
損益計算書上の費用合計		238,018,547
Ⅱその他の行政コスト		—
Ⅲ行政コスト		238,018,547

損　益　計　算　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：円）

科目	金額		
経常費用			
引当金繰入			
貸倒引当金繰入	13,685,541		
求償権償却引当金繰入	8,832,856		
保証債務損失引当金繰入	1,806,090		
引当金繰入合計		24,324,487	
一般管理費			
役員報酬	19,076,730		
職員給与	100,750,227		
法定福利費	19,753,747		
旅費交通費	4,562,797		
電算関係費	6,248,081		
業務諸費	35,829,548		
公租公課	843,539		
支払手数料	87,305		
賞与引当金繰入	12,689,739		
退職給付引当金繰入	9,966,600		
減価償却費	3,885,745		
一般管理費合計		213,694,058	
経常費用合計			238,018,545
経常収益			
貸付金利息収入		49,857,440	
保証料収入		16,153,869	
損害金収入		5,247,346	
経営支援等収入		1,915,850	
財務収益			
受取利息	3,307,260		
有価証券利息	21,749,883		
財務収益合計		25,057,143	
償却貸付金取立益		4,909,675	
償却求償権取立益		12,101,817	
雑益		428,501	
経常収益合計			115,671,641
経常損失			122,346,904
臨時損失			
固定資産除却損		2	
臨時損失合計			2
当期純損失			122,346,906
当期総損失			122,346,906

純　資　産　変　動　計　算　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資　本　金		Ⅱ　利益剰余金（又は繰越欠損金）		純資産合計
	政府出資金	地方公共団体出資金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	
当期首残高	11,001,271,430	6,772,500,000	△ 6,333,775,388	—	11,439,996,042
当期変動額					
Ⅰ資本金の当期変動額					
出資金の受入					
不要財産に係る国庫納付等による減資					
Ⅱ利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額					
当期純利益（又は当期純損失）			△ 122,346,906	△ 122,346,906	△ 122,346,906
当期変動額合計	—	—	△ 122,346,906	△ 122,346,906	△ 122,346,906
当期末残高	11,001,271,430	6,772,500,000	△ 6,456,122,294	△ 122,346,906	11,317,649,136

キャッシュ・フロー計算書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：円）

科目	金額
Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金利息収入	49,965,960
保証料収入	17,765,703
損害金収入	5,247,346
経営支援等収入	145,850
貸付金の回収による収入	704,943,208
求償権の回収による収入	19,282,734
償却貸付金の回収による収入	4,909,675
償却求償権の回収による収入	12,101,817
その他の業務収入	974,962
人件費支出	△ 165,811,795
業務経費支出	△ 47,427,058
代位弁済による支出	△ 10,320,349
貸付けによる支出	△ 731,119,000
その他の業務支出	△ 1,680,382
小　計	△ 141,021,329
利息の受取額	19,855,871
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 121,165,458
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 300,000,000
有価証券の取得による支出	△ 3,470,577,000
有価証券の償還による収入	200,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 1,447,160
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,572,024,160
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
Ⅳ資金減少額	3,693,189,618
Ⅴ資金期首残高	6,132,525,224
Ⅵ資金期末残高	2,439,335,606

損失の処理に関する書類

（単位：円）

	金額		
Ⅰ当期未処理損失			6,456,122,294
当期総損失	122,346,906		
前期繰越欠損金	6,333,775,388		
Ⅱ次期繰越欠損金			6,456,122,294

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和七年九月六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

札幌市白石区菊水元町三条二丁目三番二一号

特定非営利活動法人建設スクエア北海道

清算人　番井　秀明

解散公告

当社は、令和七年八月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

札幌市厚別区厚別南二丁目一五番三〇号

合同会社ラフタワン

清算人　野月　寛司

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

岩手県一関市舞川字山根一九八番地二六八

有限会社安東ハウジング

清算人　安東　森男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

宮城県大崎市古川稲葉二丁目一一七番地一一

有限会社あさひ

代表清算人　佐藤　祐子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

宮城県塩竈市新浜町三丁目二三番七号

有限会社マツモト

清算人　松本　栄二

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

山形県上山市矢来四丁目六番八号

公益財団法人蟹仙洞

代表清算人　長谷川尚志

解散公告

当法人は、令和七年五月二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

茨城県北茨城市磯原町磯原一六三〇番地の八六

特定非営利活動法人ほっと

代表清算人　飛田　紘

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

栃木県大田原市黒羽田町一三二番地二

有限会社浅倉石材店

清算人　浅倉　康雄

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

埼玉県所沢市小手指町一丁目二四番一六号

株式会社エステート・ジャパン

代表清算人　水谷　正紀

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

千葉県船橋市日の出二丁目一四番七号

国際産業技能協力事業協同組合

代表清算人　横田　太一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

千葉県浦安市明海五丁目二番Ｂ―五〇六号

株式会社中央都市鑑定

代表清算人　山下　哲之

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都町田市木曽東四丁目二八番一九号

有限会社邪子

清算人　渋谷　久世

解散公告

当法人は、令和七年八月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都杉並区上高井戸一丁目八番二〇号

第一島田ビル四〇二

特定非営利活動法人くらしの助っ人

清算人　阿部　幸三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三階

Ｓｕｐｅｒｎｏｖａ　Ｆｕｒａｎｏ合同会社

清算人　林　秀樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号

ワカ末ビル七階

ＡＰＬ　Ａｕｔｏｍｏｔｉｖｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　コルネリア・マスト

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五九番四号

Ｌｏｇａｄ株式会社

代表清算人

ロバート・ゲルハルド・ラウター

解散公告

当会社は、令和七年九月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当会社に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出のない場合は清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都新宿区新宿二丁目一二番一三号新宿アントレサロンビル二階

ＡＢＣマーケティング合同会社

清算人　石城　勇紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三番一三号

有限会社エム・アイ・エイ建築設計

清算人　三原　知明

解散公告

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都渋谷区渋谷一丁目三番一八号ビラ・モデルナＡ二〇三号室

特定非営利活動法人日本姿勢学会

清算人　大和　義行

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都新宿区西新宿六丁目一六番六号新宿タツミビル一〇〇二

如水明珠株式会社

代表清算人　董　良成

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都新宿区市谷薬王寺町一〇番一〇

有限会社オフィス・ティー

清算人　井村　義人

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

リキュー株式会社

代表清算人　小梶　新

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区銀座四丁目一四番三号

株式会社齋藤商会

代表清算人　齋藤　路子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中野区東中野三丁目六番一九号

株式会社エミィリカ

代表清算人　安東恵美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

合同会社チララビ

清算人　深澤　公平

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都千代田区飯田橋一丁目八番九号

セブンシーズ・プラス株式会社

代表清算人　吉村　進

解散公告

当法人は社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区銀座六丁目七番一六号岩月ビル八Ｆ

一般社団法人ハラル・コスメティック・エステティック協会

代表清算人　日向　新

解散公告

当法人は、令和七年八月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

渋谷東ホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和七年八月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

渋谷東ホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都府中市宮西町三丁目八番地一セザールプラザ二二四号室　株式会社ウラピ

代表清算人　浦田　裕也

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区銀座一丁目一四番六号ＧＩＮＺＡＬＯＵＩＳ一〇階

Ｌｕｍｏ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ株式会社

代表清算人　髙橋一君博

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都渋谷区神宮前五丁目二一番三号

株式会社社Ｌｙｃｋａ

代表清算人　谷井　秀夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都港区南青山四丁目一八番一一号フォレストヒルズイーストウィング二Ｆ

ダイオクト株式会社

代表清算人　榎橘　ゆみ

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都千代田区神田小川町三丁目二六番八号神田小川町三丁目ビル六階

両国合同会社

清算人　スリーアイズキャピタル株式会社

職務執行者　末岡　聖教

解散公告

当法人は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都千代田区神田小川町三丁目二六番八号神田小川町三丁目ビル六階

両国一般社団法人

代表清算人　末岡　聖教

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都板橋区大山東町一番一〇―一〇〇一号

株式会社美創巧芸

代表清算人　桝田　成子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ａｌｆａ合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＲＷ名古屋加福町特定目的会社

代表清算人　田渕　安春

解散公告

当社は、令和七年十月一日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＲＷ名古屋加福町合同会社

清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＲＷ名古屋加福町１一般社団法人

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＲＷ名古屋加福町２一般社団法人

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

神奈川県高座郡寒川町大曲一丁目一五番八号

有限会社中澤タイル工業

清算人　栗原　就子

解散公告

当社は、令和七年八月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

神奈川県平塚市城所一四七五番の二

合同会社フェローデザイン

清算人　角川　史嗣

解散公告

当法人は、令和六年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

横浜市青葉区荏田北二丁目一九番地一二

一般社団法人直流機・高圧電動機修理・保守技術研究会

代表清算人　安部　勝彦

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

横浜市磯子区森二丁目一三番七号

有限会社大須賀商店

清算人　大須賀賢一郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

富山県富山市藤木二六五四番地

合同会社エイジオブディスカバリー

清算人　大村　有吾

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

富山市白銀町六番三号

株式会社ＡＩコンサルティング

代表清算人　平林　利一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

石川県加賀市田尻町イ二三番地

有限会社大井漁業

清算人　大井　りか

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

長野県長野市大字北尾張部三六　ＦＩＣＴ本社工場内

富士通北信コンストラクション株式会社

代表清算人　中村　真喜

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

岐阜県海津市南濃町上野河戸一〇五六番地

株式会社ＹＤ

代表清算人　髙橋　郁夫

解散公告

当社は、令和七年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

岐阜県岐阜市香蘭三丁目五番地

有限会社ノムラ漢方

清算人　野村　茂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

静岡県富士宮市羽鮒五八六番地の一

有限会社久保田設計監理事務所

清算人　久保田　敦

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

愛知県名古屋市中村区名駅三―四―一〇アルティメイト名駅１ｓｔ二階

一般社団法人日本広告士協会

清算人　市野　佑馬

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により、令和七年七月三十一日付にて解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

名古屋市中区錦二丁目四番二九号

滝一株式会社

代表清算人　滝　一之

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

愛知県豊田市藤岡飯野町辻戸一二四九番地一

有限会社共栄工業

清算人　宇佐美郁朗

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

愛知県知多郡東浦町大字生路字森腰一〇四番地

有限会社宏和商会

清算人　長坂　宏和

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

名古屋市中区丸の内三丁目六番一九号

ライオンズシティ久屋１００２号

Ｌ＆Ｏ株式会社

代表清算人　大内　承芳

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

愛知県知多郡美浜町大字奥田字石畑九四番地

株式会社サシサダ

代表清算人　前田　定

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

三重県尾鷲市中井町一一番七号

ナガセ有限会社

清算人　長瀬　大恭

解散公告

当社は、令和七年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大阪府堺市堺区七道西町一二番地の一一

大林フローラ堺六棟一〇三号

有限会社シリウス

清算人　東井　智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大阪府八尾市緑ケ丘三丁目三七番地の二

株式会社こうりん堂

代表清算人　井上　育雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大阪市福島区福島六丁目一二番一三号西梅田ファーストビル　有限会社ふたば補聴器

清算人　**俞**　成　基

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大阪府高槻市宮田町二丁目四番二八号

有限会社エムアンドビー

清算人　松本　裕美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大阪府堺市西区平岡町六一番地

光南鉄工株式会社

代表清算人　小林　隆一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大阪府東大阪市荒川三―七―三一

Ｔｅｒｒｅ　Ｊｏｕｅｒ株式会社

代表清算人　畑　紀行

解散公告

当組合は、令和六年十一月二十二日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

兵庫県洲本市桑間六三六番地一

淡路酒販協同組合

代表清算人　阿部　昌弘

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

和歌山県日高郡日高川町大字船津一七八番地

ＥＬＥＫＴＲＡ株式会社

代表清算人　小原　信一

解散公告

当社は、令和七年九月五日に解散いたしました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

鳥取県倉吉市伊木七五番地

合同会社Ｓｔｒｉｄｅ

清算人　柴田　親亮

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

鳥取県倉吉市下田中町八七三番地

中部電工有限会社

代表清算人　村山由利子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

岡山県倉敷市水島相生町一四番一五号

株式会社グレイトオーシャン

代表清算人　山本　邦官

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

山口県宇部市大字西岐波一二三三番地

タグボート株式会社

代表清算人　永谷　祐子

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

愛媛県松山市西垣生町一一八四番地六

株式会社ファミリーケア

代表清算人　西原　温子

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

高知市針木本町六番一四号

有限会社昭和塗装

清算人　藤本　美恵

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

高知県南国市岡豊町中島一二八一番地一

有限会社クボゾエ建設工業

代表清算人　窪添　賢二

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

福岡市城南区荒江一丁目一四番四―一〇二号

日本フードテクニック株式会社

代表清算人　梅田　創介

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

福岡市城南区荒江一丁目二七番六号

有限会社鎮西実業

清算人　渡邉　正信

解散公告

当組合は総会の決議により、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

長崎県雲仙市南串山町甲五〇四五番地一

南高地方酪農業協同組合

清算人　野上　利幸

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大分市乙津町三番一号

株式会社Ｓ．Ｅ．テック

代表清算人　日下　明宏

解散公告

当法人は、令和七年八月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

沖縄県那覇市古島二丁目三一番地一

特定非営利活動法人沖縄呼吸ケア研究会

清算人　池間　将士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

沖縄県那覇市字松川三〇九番地一ａ．ｓｕｏ坂下九〇二

株式会社ＹＡＮＫＥＥ　ＢＯＹ　ＰＲＯＪＥＣＴ

代表清算人　スミス・ガフェリー・ウィリアム

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都品川区大井一丁目四八番八号三谷ビル一Ｆ

医療法人社団ＷｉＮ

清算人　大島　晃

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月二日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都目黒区目黒本町六丁目五番五号

医療法人社団慶心有来会

清算人　斉藤　拓也

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区日本橋小網町一六番一九号小網町大都ビル二階

医療法人あしたば

清算人　田中　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

鹿児島県鹿屋市札元二丁目三八〇八番地一

医療法人ひろた耳鼻咽喉科

清算人　廣田　常治

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年七月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

千葉県茂原市早野三四〇一

ジャパンディスプレイ労働組合茂原支部

清算人　外　慎一

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

名古屋市東区白壁三丁目一一番五号

宗教法人御嶽教心揚教会

清算人　野々垣健治

解散公告（第三回）

当公社は、令和七年八月八日鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留一九番地の一

湯梨浜町土地開発公社

代表清算人　吉川　寿明

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月八日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

熊本県荒尾市四ツ山町一丁目一〇番一五号

宗教法人大自然教会

清算人　弁護士　山本　好郎

連絡先　熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階　山本・中山法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大分県中津市三光下深水九六六

宗教法人照光寺

清算人　奥永　学

第 12 期 決 算 公 告

令和７年10月２日

東京都中央区日本橋兜町17―１

株式会社ファルチザン

代表取締役　大塚　賢二

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,062
	資産合計	**8,062**
負債及び純資産の部	流動負債	847
	負債合計	**847**
	株主資本	7,214
	資本金	2,000
	利益剰余金	5,214
	その他利益剰余金	5,214
	（うち当期純利益）	(250)
	純資産合計	**7,214**
	負債・純資産合計	**8,062**

第 6 期 決 算 公 告

令和７年 10 月２日
東京都新宿区西新宿一丁目20番３―721号
西新宿高木ビル

株式会社イデアロジー
代表取締役　坂本　哲朗

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,852
	固定資産	50,586
	資産合計	**58,438**
負債及び純資産の部	流動負債	49,239
	固定負債	43,269
	株主資本	△34,070
	資本金	10,000
	利益剰余金	△44,070
	その他利益剰余金	△44,070
	（うち当期純損失）	(393)
	負債・純資産合計	**58,438**

第５期決算公告

令和７年10月２日

東京都新宿区市谷本村町２番３号
NOVEL　WORK　Ichigaya　８階
ベルジャヤジャパン株式会社
代表取締役　吉川　美枝

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,128
	固定資産	2,103,511
	合計	2,117,639
負債及び純資産の部	流動負債	2,154,510
	固定負債	0
	株主資本	△36,871
	資本金	3,000
	利益剰余金	△39,871
	その他利益剰余金	△39,871
	（うち当期純損失）	(2,260)
	合計	2,117,639

令和６年度決算公告

令和７年10月２日

神奈川県鎌倉市台1917番地

アイ株式会社

（旧商号：アイ有限会社）

代表取締役　田之井久雄

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,644,573
	固定資産	40,479,484
	合計	63,124,057
負債及び純資産の部	流動負債	28,245,668
	固定負債	4,000,000
	株主資本	30,878,389
	資本金	3,500,000
	利益剰余金	27,378,389
	その他利益剰余金	27,378,389
	（うち当期純損失）	(3,624,531)
	合計	63,124,057

第３期決算公告

令和７年10月２日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

地域電力株式会社

代表取締役　チェンホア・シェン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,205,898
	固定資産	1,564,870
	合計	2,770,769
負債及び純資産の部	流動負債	444,017
	固定負債	2,631,427
	株主資本	△304,675
	資本金	422,550
	資本剰余金	332,450
	資本準備金	332,450
	利益剰余金	△1,059,675
	その他利益剰余金	△1,059,675
	（うち当期純損失）	(151,399)
	合計	2,770,769

第23期決算公告　令和７年９月16日

東京都文京区本郷二丁目27番20号

株式会社インフォディオ

代表取締役　勝本　伸弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,275,084
	固定資産	226,604
	合計	1,501,689
負債及び純資産の部	流動負債	657,528
	固定負債	396,921
	株主資本	447,224
	資本金	100,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	302,224
	その他利益剰余金	302,224
	（うち当期純利益）	(118,938)
	新株予約権	15
	合計	1,501,689

第３期決算公告　令和７年10月２日

名古屋市中区栄一丁目18番９号

株式会社Ｘアーキテクツ

代表取締役　梅田　源

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	24,885
	固定資産	1,827
	繰延資産	618
	合計	27,331
負債及び純資産の部	流動負債	7,618
	（賞与引当金）	(768)
	固定負債	—
	株主資本	19,712
	資本金	30,000
	利益剰余金	△10,287
	その他利益剰余金	△10,287
	（うち当期純利益）	(1,900)
	合計	27,331

第１期決算公告

令和７年10月２日

長野県松本市旭３－１－１

一般社団法人

Ｅｄｕ－ｃｏｎｎｅｃｔ円陣

代表理事　矢野　俊介

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	270,815
	繰延資産	116,450
	合計	387,265
負債及び純資産の部	流動負債	348,130
	株主資本	39,135
	利益剰余金	39,135
	その他利益剰余金	39,135
	（うち当期純利益）	(39,135)
	合計	387,265

令和６年度決算公告

令和７年10月２日

神奈川県鎌倉市台1917番地

フィーウェル株式会社

代表取締役　田之井久雄

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,108,301
	固定資産	74,984
	合計	36,183,285
負債及び純資産の部	流動負債	35,000
	株主資本	36,148,285
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	26,148,285
	その他利益剰余金	26,148,285
	（うち当期純損失）	(88,255)
	合計	36,183,285

第54期決算公告

令和７年10月２日
大阪市北区大淀一丁目11番５号
ラド観光株式会社
代表取締役　鈴木　大治

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	874,984
	固定資産	102,734
	合計	977,718
負債及び純資産の部	流動負債	241,501
	固定負債	93,699
	株主資本	642,518
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,334
	資本準備金	30,334
	利益剰余金	582,184
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	582,184
	（うち当期純利益）	(80,732)
	合計	977,718

第４期決算公告

令和７年10月２日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
花月特定目的会社
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨（令和６年11月16日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	97,090	流動負債	850
流動資産	3,760	固定負債	73,163
固定資産	93,330	負債合計	74,013
その他の資産	7,942	社員資本	31,019
流動資産	7,416	特定資本金	0
固定資産	12	優先資本金	28,136
繰延資産	513	剰余金	2,882
		当期未処分利益	2,882
		純資産合計	31,019
資産合計	105,033	負債・純資産合計	105,033

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日
至　令和６年11月16日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	26,840
営業費用	23,975
営業利益	2,864
営業外収益	32
営業外費用	12
経常利益	2,884
税引前当期純利益	2,884
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	2,882

第36期決算公告

令和７年６月24日
島根県出雲市斐川町三纏1180番６
株式会社島根富士通
代表取締役社長　宮下　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	14,839
	固定資産	3,192
	資産合計	18,031
負債及び純資産の部	流動負債	12,437
	固定負債	2,903
	株主資本	2,690
	資本金	450
	利益剰余金	2,240
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	2,127
	（うち当期純利益）	(517)
	負債・純資産合計	18,031

第13期決算公告

令和７年10月２日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
グラントウキョウサウスタワー
ギリアド・サイエンシズ株式会社
代表取締役　ヨーク・ジュリアン・シュテュッカー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	127,381	流動負債	78,484
固定資産	4,510	賞与引当金	1,283
		固定負債	10,159
		退職給付引当金	1,602
		株主資本	43,247
		資本金	110
		資本剰余金	99
		資本準備金	99
		利益剰余金	43,037
		その他利益剰余金	43,037
資産合計	131,892	負債・純資産合計	131,892

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	155,035
売上原価	121,680
売上総利益	33,355
販売費及び一般管理費	24,216
営業利益	9,138
営業外収益	23
営業外費用	16
経常利益	9,145
特別損失	619
税引前当期純利益	8,526
法人税、住民税及び事業税	3,014
法人税等調整額	△272
当期純利益	5,784

第30期決算公告

令和７年10月２日
徳島県阿波市土成町土成字殿開65番地１
ジェイエイ徳島燃料サービス株式会社
代表取締役社長　﨑山　一誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	367,735
	固定資産	75,777
	合計	443,512
負債及び純資産の部	流動負債	301,851
	固定負債	43,141
	株主資本	98,520
	資本金	30,000
	利益剰余金	68,520
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	61,020
	（うち当期純利益）	(6,445)
	合計	443,512

第７期決算公告

令和７年10月２日
東京都港区三田二丁目17番29号
株式会社アルテメス
代表取締役　石原　俊

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,522
	資産合計	30,522
負債及び純資産の部	流動負債	12,470
	負債合計	12,470
	株主資本	18,051
	資本金	20,000
	利益剰余金	△1,948
	その他利益剰余金	△1,948
	（うち当期純損失）	(205)
	純資産合計	18,051
	負債・純資産合計	30,522

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二日
東京都港区三田二丁目一七番二九号
株式会社アルテメス
代表取締役　石原　俊

第46期決算公告

令和７年10月２日
北海道紋別市本町五丁目１番４号
株式会社クリエーション
代表取締役　中橋　健志

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,709
	固定資産	27,947
	合計	58,657
負債及び純資産の部	流動負債	2,655
	固定負債	543
	株主資本	55,458
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,458
	その他利益剰余金	45,458
	（うち当期純利益）	(2,717)
	合計	58,657

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二日
北海道紋別市本町五丁目一番四号
（甲）株式会社クリエーション
代表取締役　中橋　健志
北海道紋別市本町五丁目一番四号
（乙）有限会社アイワ不動産
取締役　中橋　健志
北海道紋別市本町五丁目一番四号
（丙）有限会社光鱗物産
取締役　中橋　健志

第２期決算公告

令和７年10月２日

名古屋市中区栄一丁目18番９号

一般財団法人テスク財団

代表理事　梅田　源

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,563
	固定資産	30,000
	基本財産	30,000
	合計	49,563
負味債財及産びの正部	流動負債	71
	固定負債	—
	負債合計	71
	指定正味財産	30,000
	寄付金	30,000
	一般正味財産	19,492
	正味財産合計	49,492
	合計	49,563

第14期決算公告

令和７年10月２日

静岡市葵区吉野町４番９号

株式会社ネクスト

代表取締役　川村　悟史

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	790,256,767
	固定資産	754,311,702
	合計	1,544,568,469
負純資債及産びの部	流動負債	747,630,158
	固定負債	726,097,959
	株主資本	70,840,352
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	60,840,352
	合計	1,544,568,469

(注)　当期純利益　9,106,187円

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

(乙)左記のとおりです。

令和七年十月二日

静岡市葵区吉野町四番九号

(甲)株式会社ネクストウィル

代表取締役　川村　悟史

静岡市葵区吉野町四番九号

(乙)株式会社ネクスト

代表取締役　川村　悟史

第14期決算公告

令和７年10月２日

兵庫県尼崎市昭和南通四丁目59番地

株式会社インフィニティ

代表取締役　後藤　正幸

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	117,418
	固定資産	117,420
	合計	234,839
負純資債及産びの部	流動負債	45,154
	固定負債	94,581
	株主資本	95,103
	資本金	1,000
	利益剰余金	94,103
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	93,853
	(うち当期純利益)	(15,494)
	合計	234,839

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二日

兵庫県尼崎市昭和南通四丁目五九番地

(甲)株式会社インフィニティ

代表取締役　後藤　正幸

大阪市中央区心斎橋筋二丁目三番二号

クインズコート本館地下一階

(乙)合同会社スタープロジェクト

代表社員

職務執行者　株式会社インフィニティ

後藤　正幸

第18期決算公告

2025年９月９日

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目５番22号

株式会社県民共済住宅

代表取締役　川島　恵介

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,027,226
	固定資産	1,373,671
	合計	10,400,897
負純資債及産びの部	流動負債	5,691,173
	固定負債	715,845
	株主資本	3,993,879
	資本金	490,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	3,103,879
	その他利益剰余金	3,103,879
	(うち当期純利益)	(827,729)
	合計	10,400,897

第13期決算公告

2025年９月９日

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目５番22号

株式会社県民共済総合サービス

代表取締役　守谷　恭二

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	878,158
	固定資産	2,779
	合計	880,937
負純資債及産びの部	流動負債	94,201
	固定負債	126,592
	株主資本	660,144
	資本金	400,000
	利益剰余金	260,144
	その他利益剰余金	260,144
	(うち当期純利益)	(10,436)
	合計	880,937

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の事業の内、大阪市福島区海老江一丁目一番五九号阪神ハイグレードマンション一五番館　店名　プリプリ本店で行っている遊技場経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。また、甲は丙の事業の内、大阪市福島区吉野一丁目二〇番二三号　店名　プリプリ600で行っている遊技場経営事業に関する権利義務を承継し丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十八日

掲載の頁　一二八頁（号外第三十二号）

(乙)下記のとおりです。

(丙)下記のとおりです。

令和七年十月二日

大阪市西区西本町一丁目二番八号

(甲)アンダーツリー株式会社

代表取締役　前澤　酉匡

大阪市福島区海老江一丁目一番五九―三〇一号

(乙)株式会社全拓

代表取締役　松浦　拓也

大阪市福島区海老江一丁目一番五九―三〇一号

(丙)株式会社広拓

代表取締役　松浦　拓也

第63期決算公告

令和７年９月12日

愛媛県四国中央市土居町野田甲1328番地１

共同瓦斯株式会社

代表取締役　髙橋　孝明

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	653,194
	固定資産	1,685,245
	合計	2,338,439
負純資債及産びの部	流動負債	556,749
	固定負債	295,244
	株主資本	1,486,446
	資本金	30,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	1,376,446
	利益準備金	16,110
	その他利益剰余金	1,360,336
	(うち当期純利益)	(158,031)
	合計	2,338,439

第17期決算公告

令和７年10月２日

大阪市福島区海老江一丁目１番59―301号

株式会社広拓

代表取締役　松浦　拓也

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	760,148
	固定資産	513,473
	合計	1,273,621
負純資債及産びの部	流動負債	530,082
	固定負債	57,805
	株主資本	685,734
	資本金	10,000
	利益剰余金	675,734
	その他利益剰余金	675,734
	(うち当期純損失)	(42,264)
	合計	1,273,621

第22期決算公告

令和７年10月２日

大阪市福島区海老江一丁目１番59―301号

株式会社全拓

代表取締役　松浦　拓也

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	57,688
	固定資産	54,570
	合計	112,258
負純資債及産びの部	流動負債	88,023
	固定負債	26,342
	株主資本	△2,107
	資本金	10,000
	利益剰余金	△12,107
	その他利益剰余金	△12,107
	(うち当期純損失)	(17,994)
	合計	112,258